

＜農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を、農林漁業を核とした循環経済
先導地域づくり事業における農林漁業循環経済先導計画とみなす場合の記載例＞

※黄色ハイライトの欄は、農山漁村再生可能エネルギー法関係法令等に定める事項を
参考に記載する。

農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり事業
〇〇市農林漁業循環経済先導計画
(農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画に適合した計画)

市町村名	〇〇市
策定年月	令和〇年〇月

別記様式第 1 号

○本記載例における農山漁村再生可能エネルギー法関係法令等の略称

- ・ 法 : 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成 25 年法律第 81 号）
- ・ 施行規則 : 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律施行規則（平成 26 年農林水産省令第 33 号）
- ・ 主務省令 : 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第五条第三項の主務省令で定める事項を定める省令（平成 26 年農林水産省・経済産業省・環境省令第 1 号）
- ・ 基本方針 : 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（令和 3 年 7 月 30 日一部改正）
- ・ ガイドライン : 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する計画制度の運用に関するガイドライン（令和 3 年 7 月 30 日一部改正）

別記様式第1号

<p>(1) 地域の概要 [農山漁村の活性化に関する方針を記載 (法第5条第2項第1号、ガイドライン第4の2関係)]</p> <p>※対象地域の範囲、経済的・社会的・地理的な地域の特色等を記載 (位置、面積、人口、交通、農林漁業等産業の状況、気候等)</p>
<p>(2) 地域資源・再生可能エネルギー循環の現状と課題 [農山漁村の活性化に関する方針を記載 (法第5条第2項第1号、ガイドライン第4の2関係)]</p> <p>※地域内のバイオマス資源循環、再生可能エネルギーの取組状況と課題を記載 ※既存施設の機能強化対策を行う事業化プロジェクトを位置付ける場合は、当該施設の社会インフラとしての役割や事業継続の必要性等を記載</p>
<p>(3) 目指すべき将来像と目標 [農山漁村の活性化に関する目標を記載 (主務省令第1号、基本方針第5の1(4)関係)]</p> <p>※地域内の再生可能エネルギー比率や資源循環量向上、農林漁業施設における再生可能エネルギー等の利用による循環経済の確立に向けた目標等を記載 ※目標の例：農林漁業関連施設等における再生可能エネルギーやマテリアル等の利用量 (再生可能エネルギー量、バイオマス利用量、廃棄物再生利用量、廃棄物処理費用削減額等)、温室効果ガス削減量等 ※目標年度は5年後とする</p> <p><農山漁村再生可能エネルギー法基本計画とみなす場合の留意点> バイオマス発電の場合は、未利用間伐材等の地域に存するバイオマスを主に活用するもの (地域に存するバイオマスの利用率を年間を通じて原則8割以上確保するもの) を促進する旨を記載</p>

別記様式第1号

(4) 事業化プロジェクト [発電設備を整備する区域、種類、規模等を記載 (法第5条第2項第2号、第3号及び第4項第4号、施行規則第3条、基本方針第3、第5の1(3)、ガイドライン第4の2(2)(3)関係)]

※再生可能エネルギー設備・バイオマス材料製造設備を1設備以上、及び、エネルギー又は材料材を供給又は利用する農林漁業関連施設等を1施設以上、合計3以上(組合せは問わない)を1つのプロジェクトとして位置付けること

※プロジェクトごとに①再生可能エネルギー設備・材料製造設備、②農林漁業関連施設等を記載

※記載内容:「施設・設備名」・「事業主体」・「事業量」・「生産量・製造量等」・「区分(新設・既設等)」・「工期」・「概算事業費」・「活用予定の支援事業」・「供給先」等を記載

<農山漁村再生可能エネルギー法基本計画とみなす場合の留意点>

事業場所に含まれる農用地が農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五条第二項第一号イ又はロに掲げる農地又は採草放牧地でないこと。(一部例外規定については施行規則第3条、基本方針第4の2(2)のとおり。)

プロジェクト名	〇〇バイオマスプラント等地域循環プロジェクト
事業場所	〇〇県〇〇市〇〇、〇〇、・・・

[再生可能エネルギー 発電設備の整備を促進する区域(以下「設備整備区域」という。)を記載]

地区	区域の所在	地目		面積(m ²)	備考
		登記簿	現況		
a	〇〇市〇〇1-2	田	田	〇〇m ²	バイオマス発電設備の整備
b	〇〇市〇〇1-3	原野	畑	〇〇m ²	太陽光発電設備の整備
c	〇〇市〇〇1-4	山林	山林	〇〇m ² ×5	風力発電設備の整備(5基)
d	〇〇市〇〇1-5、6、7	田	〇〇	〇〇m ²	付帯設備(蓄電池)の整備

※設備整備区域は、地番による表示、道路、河川等の境界による表示などにより外縁が明確になるように定める。

※地目は基本計画策定時のものを記載

再生可能エネルギー設備・材料製造設備 [発電設備の種類、規模等を記載((4) 事業化プロジェクト記載事項と同様)]

施設・設備名	事業主体	事業量	生産量・製造量等	区分 工期		概算事業費	活用予定の支援事業	供給先(施設、販売先等)	備考
株〇〇興業 鶏糞ボイラー〇号機	株〇〇興業	鶏糞処理量 〇〇億t/年(〇〇t/日)	① 蒸気: 〇〇千t/年 ② 電気: 〇〇kWh/年 (出力: 〇〇kW) ③ 燃焼灰: 〇〇千t/年 ④ CO ₂ : 〇〇万m ³ /年	新設 (機能向上)	R6~R9	〇.〇億円	みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金のうち バイオマスの地産地消対策	レンダリング設備 肥料製造設備 食用油脂製造設備 園芸施設A(ハウス)	
営農型太陽光発電設備	〇〇地域協議会	設備容量: 〇〇kw/h 設置面積: 〇〇〇m ²	⑤ 電気: 〇〇kWh/年 (出力: 〇〇kW)	新設	R7	〇.〇億円	みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム 構築	園芸施設A(ハウス) 園芸施設B(ハウス) 農林水産加工販売施設	
株〇〇興業 自営線・蓄電設備	株〇〇興業	自営線: 〇〇km(〇〇 kv、〇〇A、CVV) 蓄電容量: 〇〇kw	—	新設	R7	〇.〇億円	みどりの食料システム戦略緊急 対策交付金のうち 地域循環型エネルギーシステム 構築	レンダリング設備 肥料製造設備 食用油脂製造設備 園芸施設A(ハウス)	

① 農林漁業関連施設等

別記様式第1号

施設・設備名	事業主体	事業量	エネルギー・マテリアル利用量	区分	工期	概算事業費	活用予定の支援事業	供給先（施設、販売先等）	備考
(株)〇〇興業 レンダリング設備	(株)〇〇興業	製造物：食用油脂、飼料用油脂 製造量：〇〇万 t/年	① 蒸気：〇〇千 t/年 ② 電気：〇〇kWh/年 (出力：〇〇kW)	既設	H〇完成	—	—	〇〇養鶏(株)、(株)〇〇牧場、(株)〇〇精油	
(株)〇〇興業 肥料製造設備	(株)〇〇興業	製造物：鶏糞ペレット 製造量：〇〇万 t/年	③ 電気：〇〇kWh/年 (出力：〇〇kW) ④ 燃烧灰：〇〇千 t/年	新設	R7	〇.〇億円	国内肥料資源利用拡大対策事業のうち 国内肥料資源活用総合支援事業	(株)〇〇肥料	
〇〇農園(有) 園芸施設 A (ハウス)	〇〇農園(有)	作目：イチゴ 面積：〇〇a 出荷量：〇〇t/年	⑤ 電気：〇〇kWh/年 (出力：〇〇kW) ⑥ CO2：〇〇万 m3/年	既設	H〇完成	—	—	〇〇農協、道の駅〇〇	
(株)〇〇園芸 園芸施設 B (ハウス)	〇〇農園(有)	作目：マンゴー 面積：〇〇a 出荷量：〇〇t/年	⑦ 電気：〇〇kWh/年 (出力：〇〇kW) ⑧ CO2：〇〇万 m3/年	既設	H〇完成	—	—	〇〇農協、道の駅〇〇、〇〇デパート	
〇〇 農林水産加工販売施設	〇〇	鶏肉・野菜等加工販売	⑨ 電気：〇〇kWh/年 (出力：〇〇kW)	新設	R7	〇.〇億円	農産漁村振興交付金 地域資源活用創出対策のうち産業支援型	直売	

<p>(5) 再エネ発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域、取組内容を記載（法第5条第2項第4号、基本方針第4の3、ガイドライン第4（4）関係）</p>
<p><農山漁村再生可能エネルギー法基本計画のみに必要な記載項目> ※再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて、荒廃農地の再生や農地の集積化を行う場合に記載。</p>

<p>(6) 実施体制 [協議会の設置に関する事項を記載（法第6条第2項、ガイドライン第6条関係）]</p>
<p>※第3に規定する農林漁業循環経済先導地域協議会の設置・運営方針を記載</p>

<p>(7) フォローアップ方法 [(3)の目標の達成状況、評価に関する事項を記載（主務省令第2号、基本方針第5の1（4）、ガイドライン第4の2（8）関係）]</p>
<p>※体制、方法、時期等を記載</p>

<p>(8) 事業実施工程表</p>
<p>※5年間の事業実施工程表を作成し、計画期間内に（4）で位置付けた設備又は施設を1施設以上整備し、農林漁業施設で利用を開始する工程とすること ※6年目以降の事業実施計画がある場合は当該事業実施工程も記載</p>

別記様式第1号

(9) 関連する計画 [農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項を記載 (法第5条第2項第5号、ガイドライン第4の2 (11) 関係)]

※バイオマス産業都市構想等のバイオマスの資源循環や農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画を策定した市町村の認定を受けた設備整備計画等の再生可能エネルギーに関連する計画を記載

<農山漁村再生可能エネルギー法基本計画のみに必要な記載項目>

※市町村の実情に応じ取組を記載 (以下具体例)

- ・発電事業者が売電収益の一部を支出して太陽光発電設備の周辺の農地の簡易な整備等を行うことにより、農業の生産性向上に資する取組を実施
- ・売電収益の一部を支出して新規就農者を支援する取組

(10) 自然環境の保全との調和その他の再生可能エネルギーの促進に際し配慮すべき重要事項を記載 (法第5条第3項、ガイドライン第4の2 (6) 関係)

<農山漁村再生可能エネルギー法基本計画のみに必要な記載項目>

※自然公園や原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域、生息地等保護区、鳥獣保護区の保全に支障が生じないように必要に応じ、自然環境に与える影響を調査し、その対策について記載。

(11) 再エネ設備の撤去及び原状回復に関する事項を記載 (主務省令第3号、ガイドライン第4の2 (9) 関係)

<農山漁村再生可能エネルギー法基本計画のみに必要な記載項目>

- ・再生可能エネルギー発電事業の中止又は終了時に当該設備の撤去に係る費用負担等を記載。
- ・認定設備整備計画の内容に反して再生可能エネルギー発電設備の整備を中止したとき等土地等の原状回復が必要となる場合には、それが適切に行われるよう記載。

(12) 農林地所有権移転等促進事業に関する事項を記載 (法第5条第4項、施行規則第2条第1項、ガイドライン第5関係)

※本制度を活用する場合は、以下の事項を記載すること。

<農山漁村再生可能エネルギー法基本計画のみに必要な記載項目>

- ・農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針
- ・移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法
- ・権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等

別記様式第 1 号

(13) その他必要な事項
※その他参考となる事項があれば記載

※(1)～(9)に関する補足説明資料を添付する場合は、該当する項目及び資料の名称を記載した資料目録とともに添付すること
※記載内容をわかりやすく示すために、図表等を用いたり、複数の事項をまとめて記載すること等は可

<農山漁村再生可能エネルギー法基本計画とみなす場合の留意点>

※(4)の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域(設備整備区域)については、縮尺2万5,000分の1以上の地図により図示するものとする。

※市町村は、農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画に適合する計画を作成するに当たっては、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づく地域計画、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域振興に関する計画、地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画並びに都市計画及び都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針との調和を保たなければならない。なお「その他法律の規定による地域振興に関する計画」には、国土形成計画、北海道総合開発計画、半島振興計画、離島振興計画、奄美群島振興開発計画、小笠原諸島振興開発計画等が含まれる。また、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画において「太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項」を定めるものとされている同条第3項に規定する指定都市等にあつては、基本計画における「再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模」等の内容と地方公共団体実行計画における当該事項の内容との整合性を確保するよう努めなければならない。